

農業者の皆様へ

特定技能外国人の受入れが 始まりました！

～受入れにあたって押さえるべきポイントとは～



令和元年6月

農林水産省

目 次

基礎編その1：受け入れる外国人材について

- (1) どういう外国人材であれば、「特定技能外国人」として受け入れができるの？ … P. 1
- (2) 受け入れる外国人材を探すには、どうしたらいいの？ … P. 4
- (3) 外国人材は、どのような形態で受け入れることができるので？ … P. 5

基礎編その2：外国人材の働き方について

- (1) 外国人材は、何年間働くことができるの？ … P. 7
- (2) 外国人材は、どんな作業に従事できるの？ … P. 8

実践編その1：受入れまでのプロセスについて

- (1) 受け入れるために何を準備すればいいの？ … P. 9
- (2) どんな内容の雇用契約を結べばいいの？ … P. 10
- (3) 派遣形態で受け入れたい場合は、何をすればいいの？ … P. 13
- (4) 「支援計画」は具体的にどのような内容なの？ … P. 14
- (5) 受入れ手続を進めるためには、何をすればいいの？ … P. 16

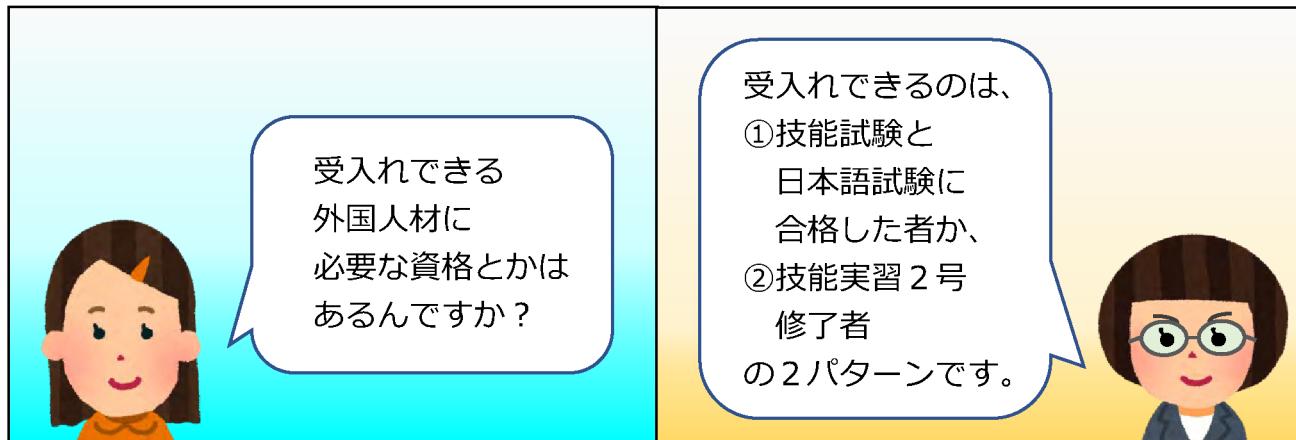
実践編その2：受入れ後にやるべきことについて

- (1) 「農業特定技能協議会」ではどんなことをするの？ … P. 17
- (2) 外国人材の労務管理について気をつけるポイントは？ … P. 19
- (3) 受入れ後に必要な報告や届け出はあるの？ … P. 20
- (4) 受入れ後に転職を希望されたらどうすればいいの？ … P. 21

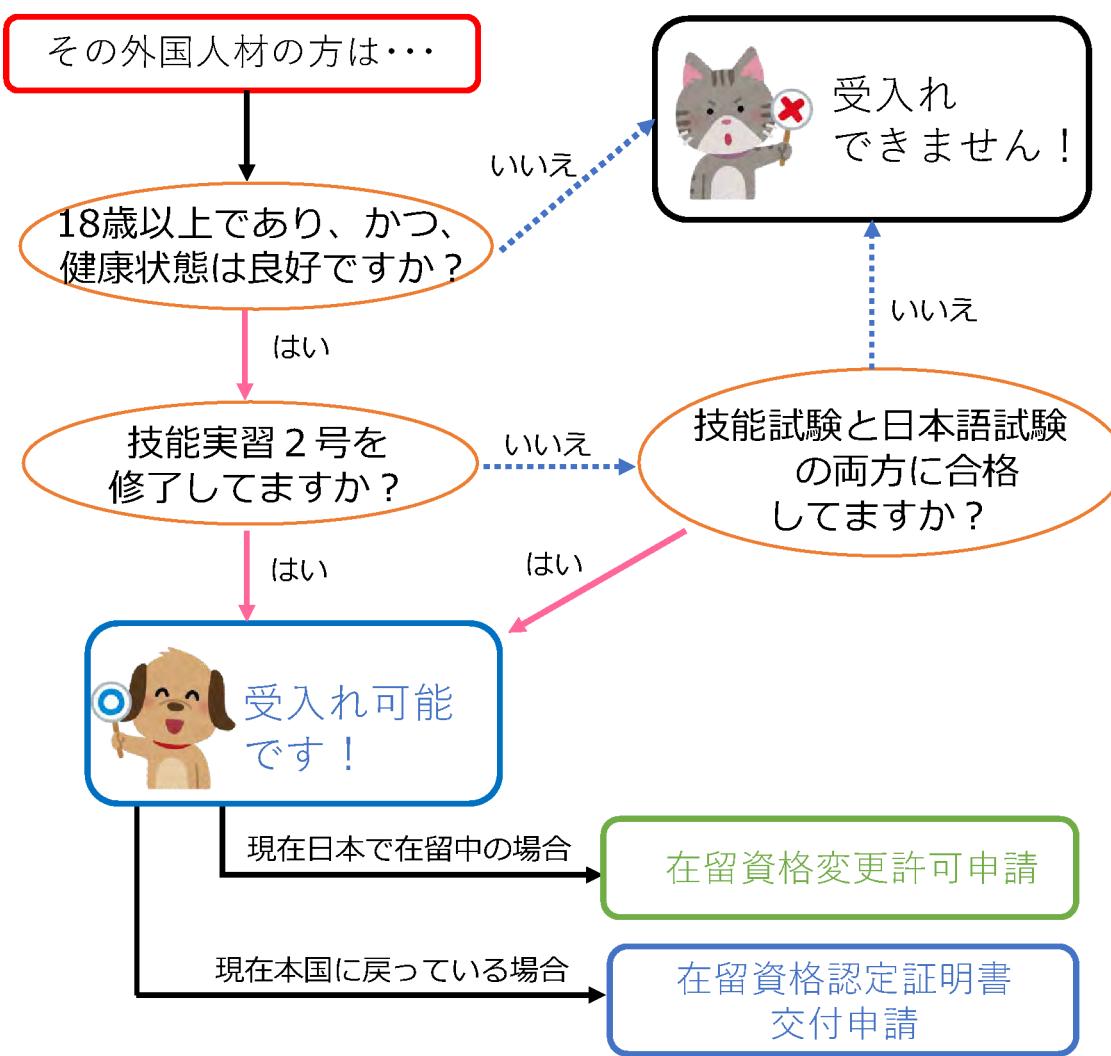
- (参考 1) 特定技能外国人の受入れの流れ … … P. 22
- (参考 2) 外国人技能実習制度と特定技能による受入れ制度との比較 … … P. 24

基礎編その1：受け入れる外国人材について

(1) どういう外国人材であれば、「特定技能外国人」として受け入れができるのか？

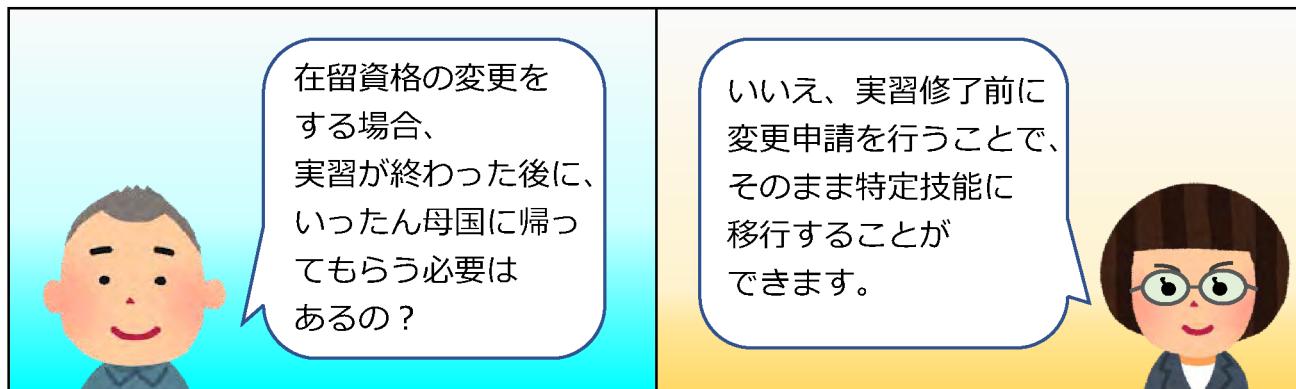


1 受け入れたい外国人材を見つけたら、以下のフロー図も参考にしながら、その方が特定技能制度の下で受け入れ可能な外国人材かどうかをチェックしましょう。



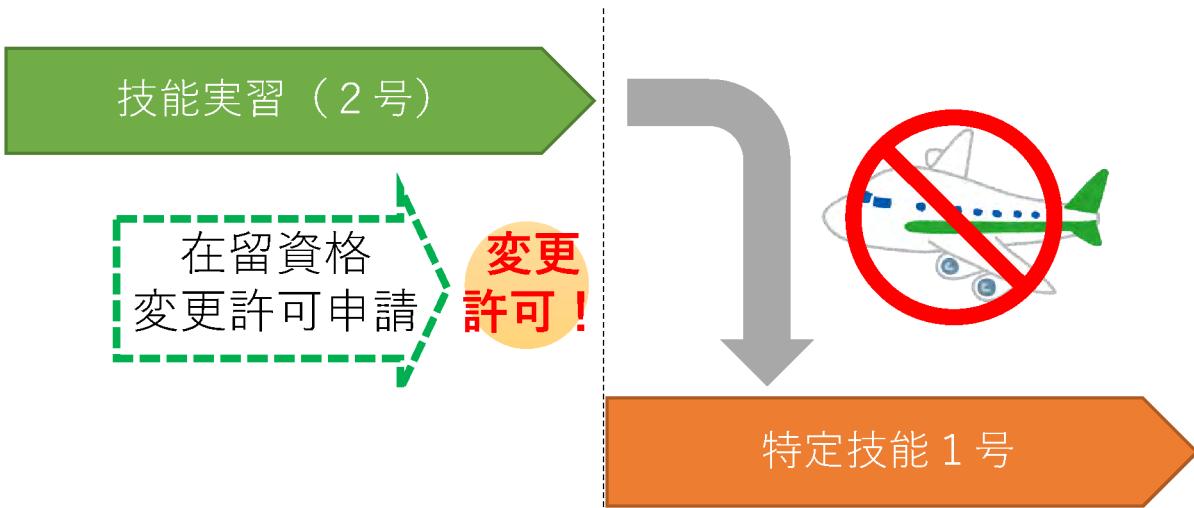
2 農業者の皆様が特定技能制度で外国人材を受け入れようとする場合、以下の①、②のように、受け入れたい外国人材がすでに決まっている場合が多いものと思います。

- ① 自分が現在受入れ中の技能実習生を引き続き特定技能外国人として受け入れたい場合
- ② 以前自分が受け入れ、現在は帰国している技能実習生OBをもう一度特定技能外国人として受け入れたい場合



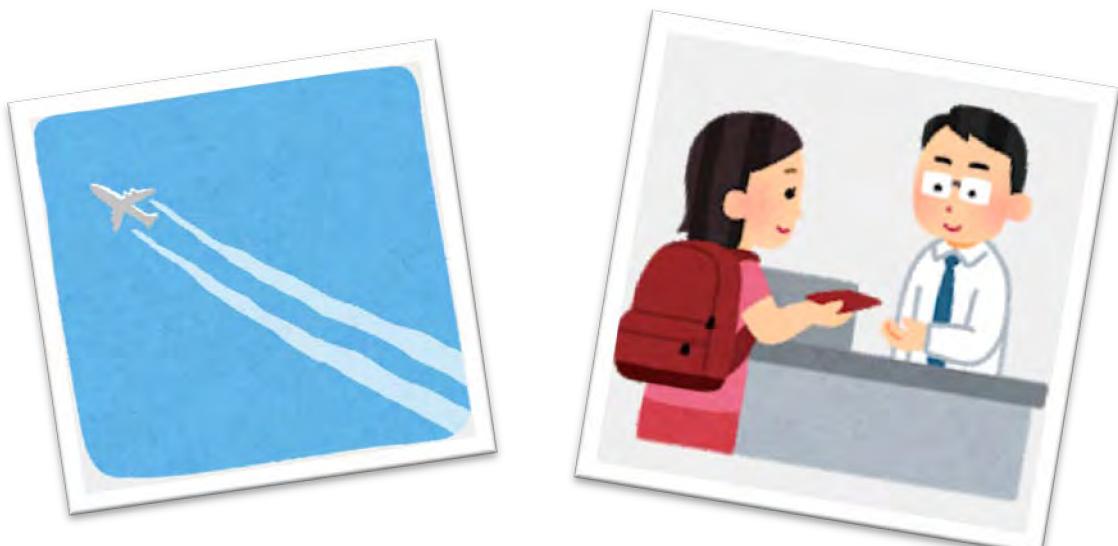
3 ①のパターンのように、技能実習2号修了者に特定技能制度の下で引き続き働いてもらいたい場合は、技能実習2号修了の2か月前になつたら、最寄りの地方出入国在留管理局（地方入管）に、在留資格を「特定技能1号」に変更するための申請（在留資格変更許可申請）をしてもらうことになります。

4 申請の結果「在留資格変更許可」が出れば、外国人材は新たな在留資格により引き続き農業現場で働くことができ、いったん母国に帰国する必要はありません。

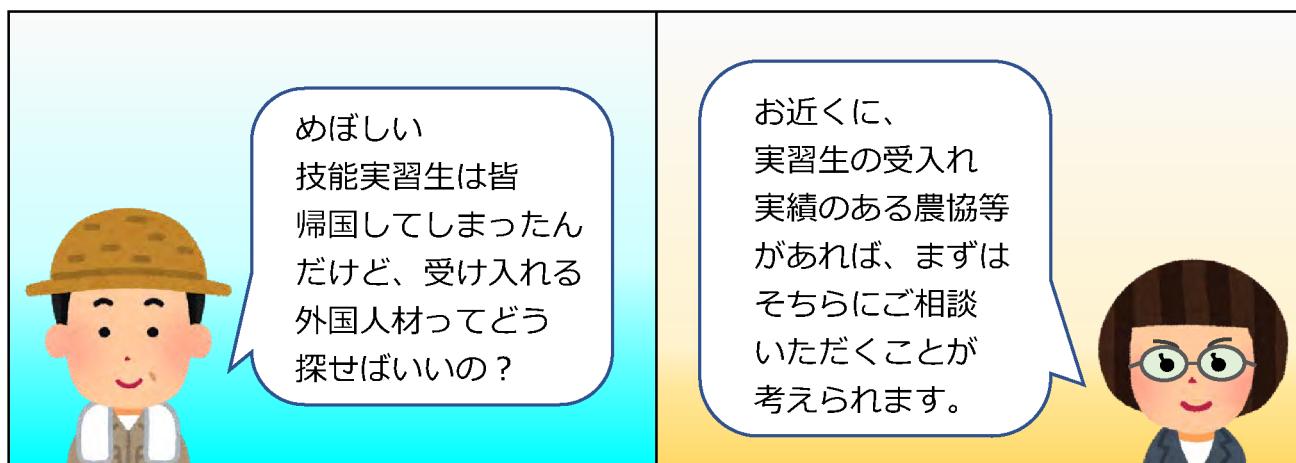


5 これに対し、②のパターンのように、過去に技能実習2号を修了したものの、現在本国に帰国している者について、再度特定技能制度の下で働いてもらいたい場合は、外国人材と雇用契約を締結後、最寄りの地方入管に、在留資格認定証明書の交付申請をしてもらうことになります。

※その後の手続については、16ページを参照してください。



(2) 受け入れる外国人材を探すには、どうしたらいいの？

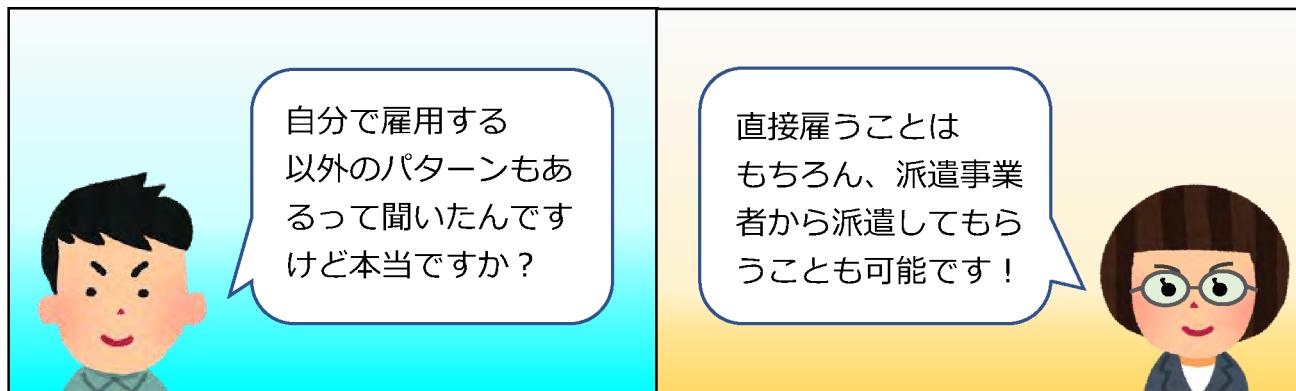


- 1 農業者の皆様の中には、受け入れたい外国人材を一から見つけなければならないという方もいらっしゃるかもしれません。
- 2 その場合、ご希望に沿うような外国人材を探す上でのご相談先としては、以下に挙げるような団体等が考えられます。

- ① 農業分野での技能実習生の受入れ実績
のある最寄りの農協等
- ② 最寄りのハローワークや民間の
職業紹介所
- ③ 海外にネットワークを持つ民間団体
や現地コーディネーター



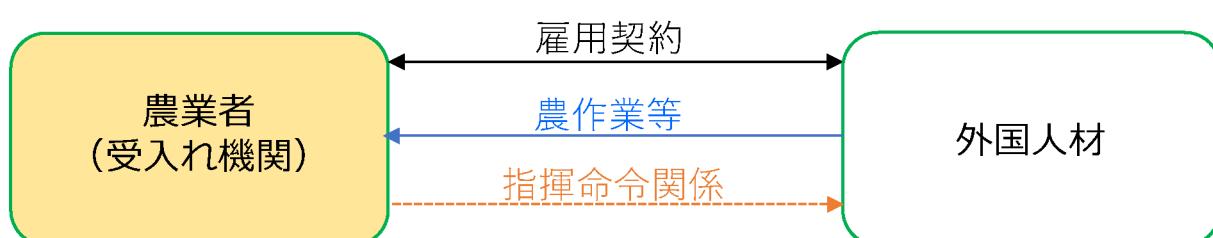
(3) 外国人材は、どのような形態で受け入れができるの？



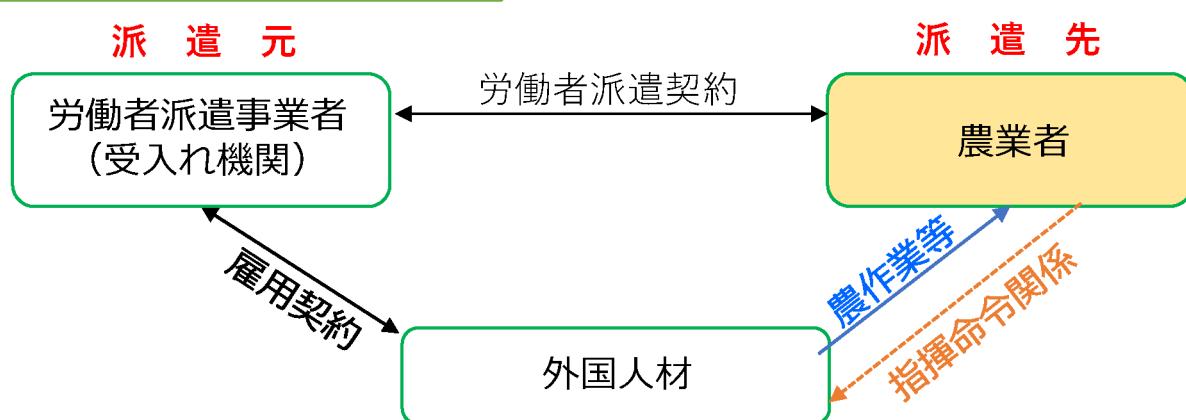
1 特定技能制度による農業分野での受け入れについては、

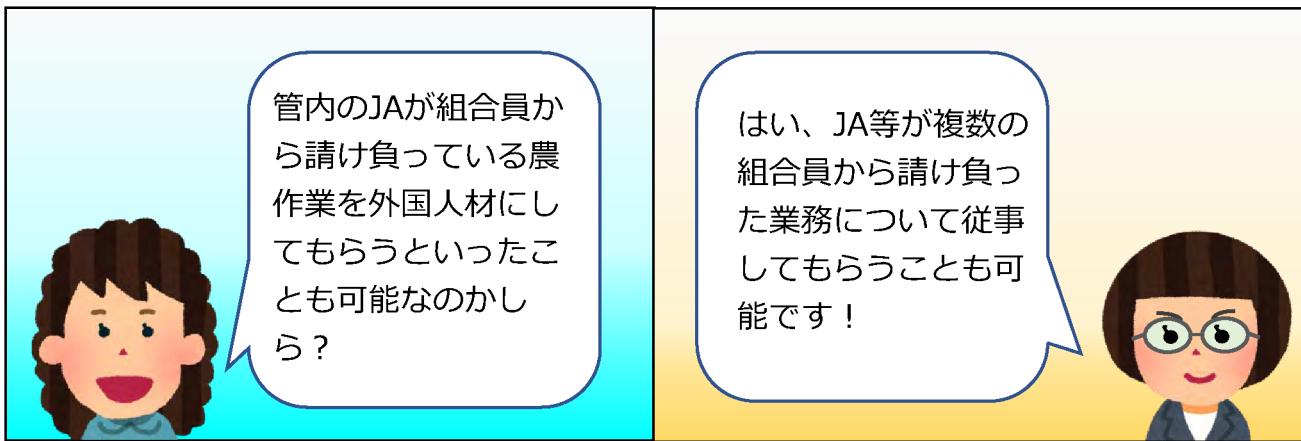
- ① 農業者が受入れ機関として直接外国人材を雇用する場合
 - ② 派遣事業者が受入れ機関となり、外国人材を派遣してもう場合
- の2つのパターンがあります。

パターン1：直接雇用形態

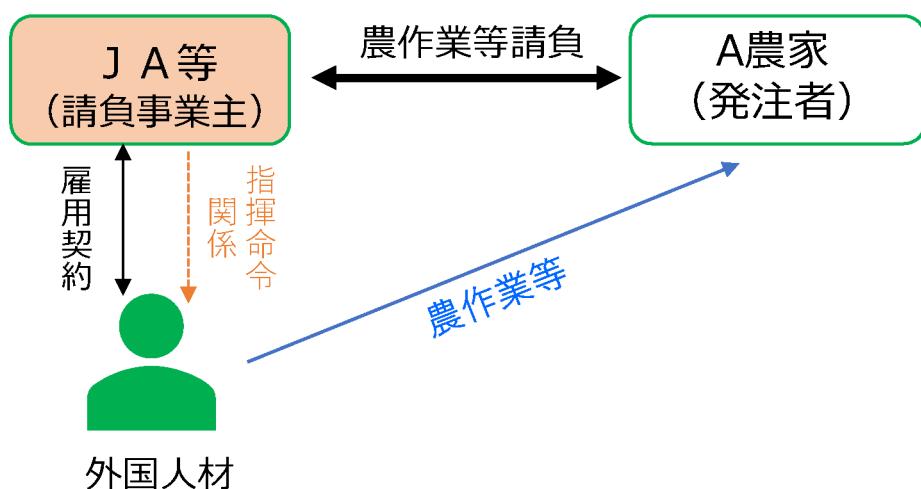


パターン2：派遣形態

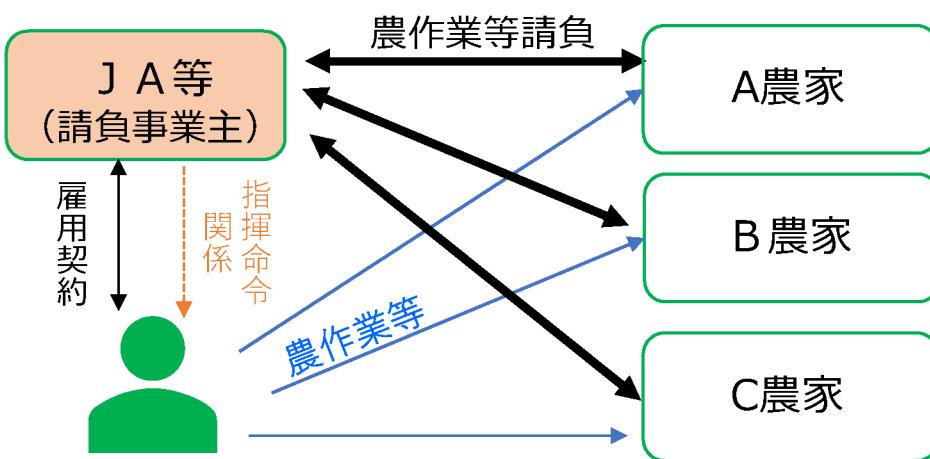




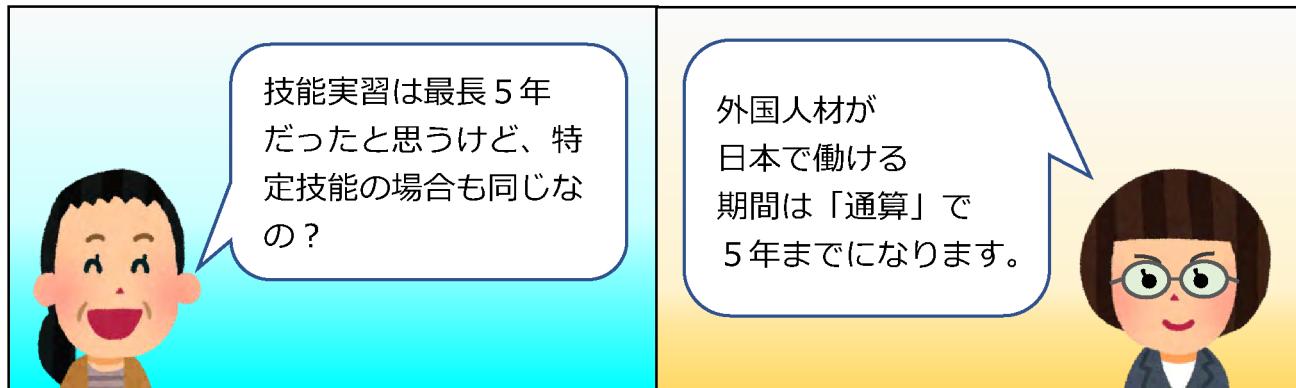
2 また、JA等が外国人材を雇用した上で、組合員等の農業者から農作業等の業務を請け負い、外国人材にその業務に従事してもらうといった働き方が可能です。



3 この場合、JA等が地域内の複数の農業者から請け負った業務に外国人材が従事することも可能ですが、作業の指揮命令は、個々の農業者が行うことはできず、雇用契約を結んだJA等が行う必要がある点に注意が必要です。



(1) 外国人材は、何年間働くことができるの？

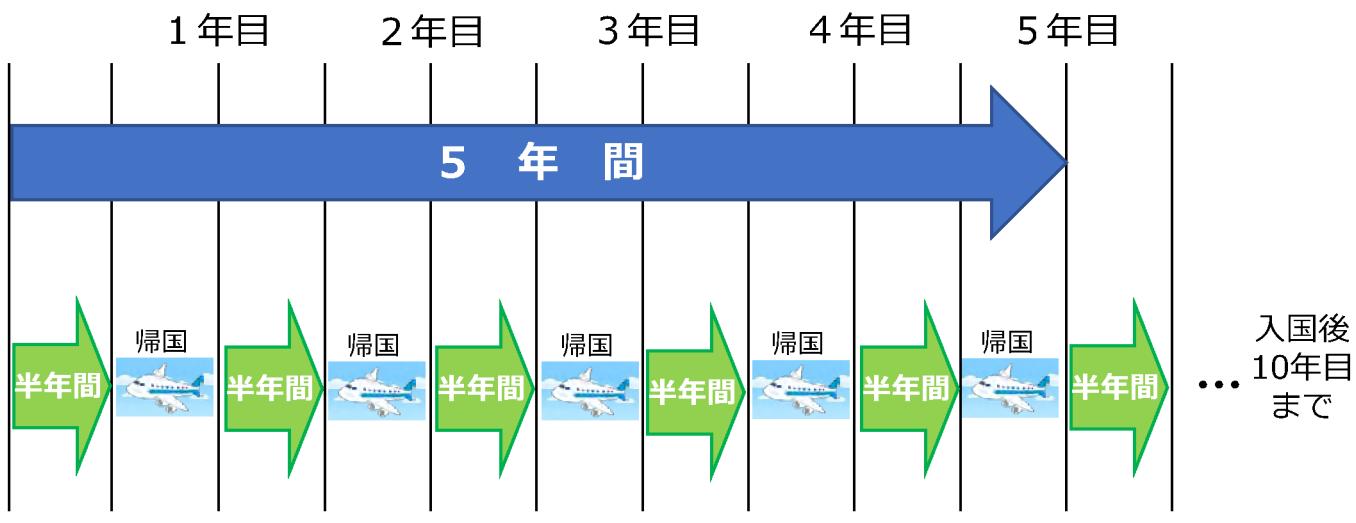


1 特定技能制度では、外国人材に、

- ① 5年間継続して働いてもらう、
- ② 農閑期等には帰国し、通算で5年間になるまで
働いてもらう、
のどちらも可能です。

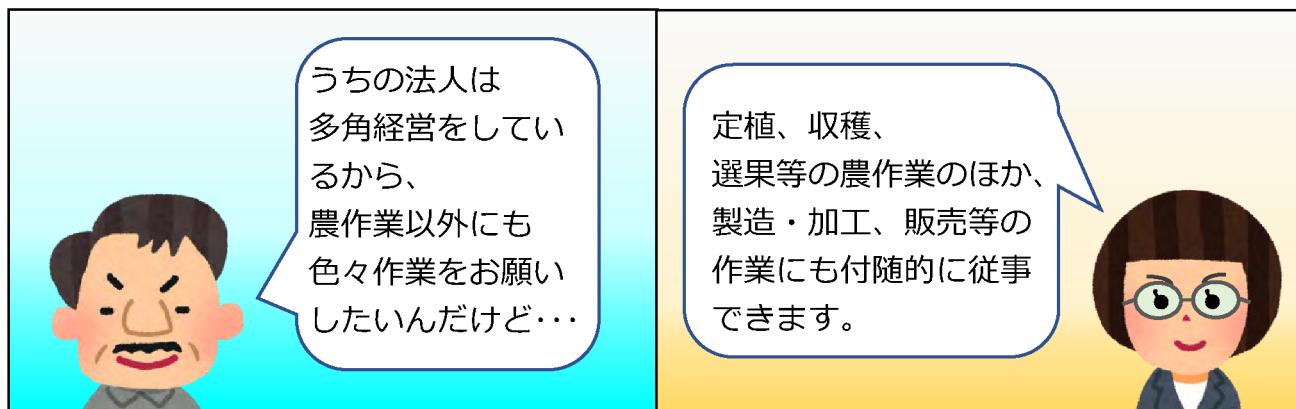
2 また、在留期間が通算5年を超える場合は、最初に雇用契約を結んだ農業者の下での雇用期間が終わった後、別の農業者と雇用契約を締結し、働いてもらうといったことも可能です。

※ただし、地方出入国在留管理局で新たに在留資格変更許可を受ける必要があります。



いずれのパターンも大丈夫です！

(2) 外国人材は、どんな作業に従事できるの？



1 外国人材は、主として、

- ① 耕種農業全般の作業（栽培管理、農産物の集出荷、選別等）
 - ② 畜産農業全般の作業（飼養管理、畜産物の集出荷、選別等）
- に従事することが必要です。

2 ただし、その業務内容には、栽培管理又は飼養管理の業務が必ず含まれていることが必要です。

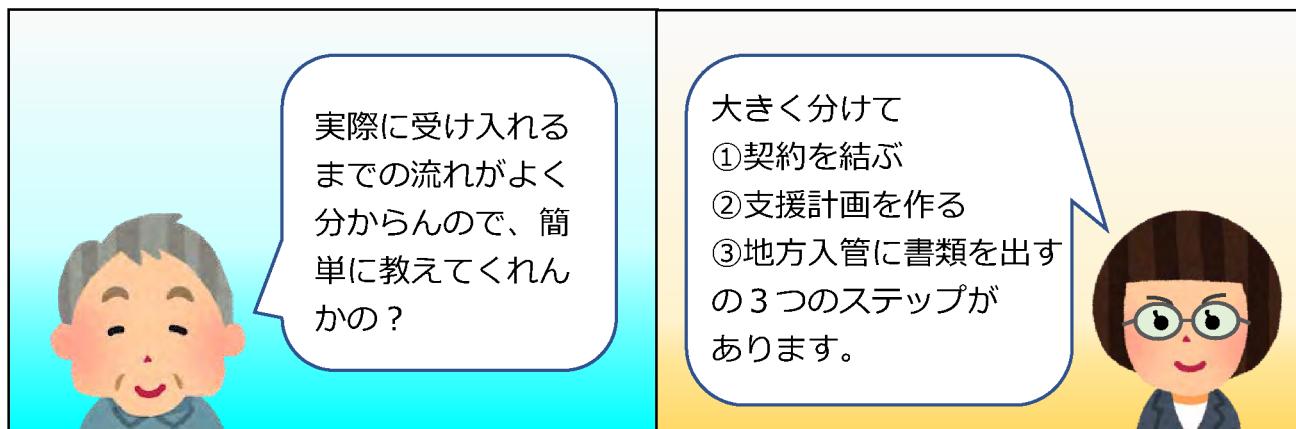
※ 例えば、農産物の選別の業務にのみ専ら従事させるといったことはできませんので、ご注意ください。

3 また、同じ農業者等の下で作業する日本人が普段から従事している関連業務（加工・運搬・販売の作業、冬場の除雪作業等）にも付随的に従事することが可能です。

※ ただし、専ら関連業務に従事することはできませんので、ご注意ください。



(1) 受け入れるために何を準備すればいいの？



受け入れる外国人材が決まったら、いよいよ具体的な手続を進めることになります。実際の受け入れまでの大まかな流れは、以下のとおりです。

ステップ1：受入れ機関との雇用契約の締結（10ページ）



（※派遣形態の場合）
派遣先である農業者との
労働者派遣契約の締結（13ページ）

ステップ2：支援計画の作成（14ページ）



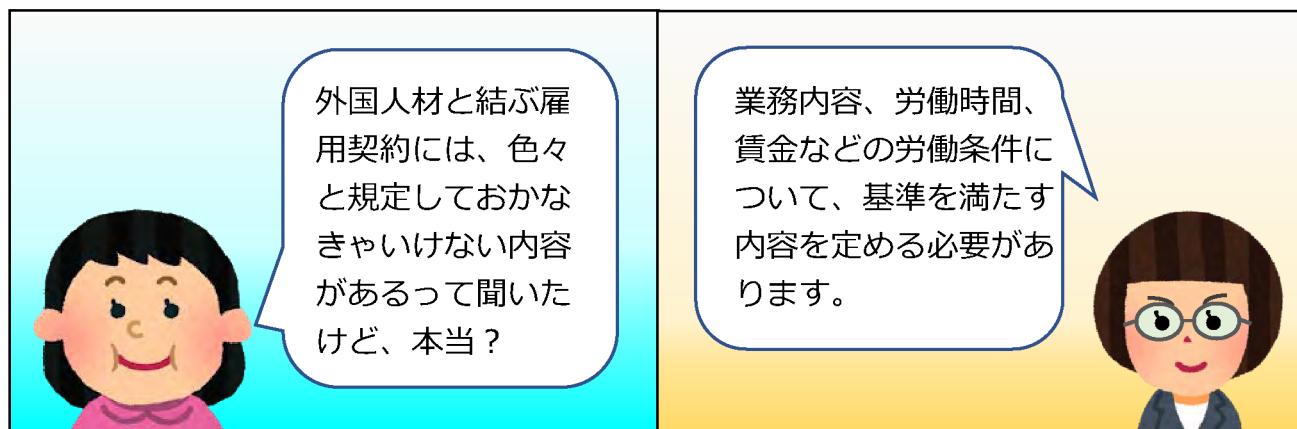
ステップ3：地方出入国在留管理局への申請（16ページ）



就 労 開 始

※ より詳しい流れの説明については、参考1（22ページ）をご覧下さい。

(2) どんな内容の雇用契約を結べばいいの？



1 具体的には、雇用契約の別添書類（雇用条件書）の中で、主に以下の内容を盛り込む必要があります。

(参考様式 1 - 6 号)

雇用条件書

年 月

III.従事すべき業務の内容
(略)

業務内容が、
耕種農業全般又は畜産農業全般
に主として従事してもらう内容となっている
必要

IV.労働時間等
(略)

外国人材の所定労働時間について、農業者等に現に雇用されている他の労働者の所定労働時間と同じ内容を規定する必要

(次ページに続く)

外国人材が一次帰国を希望した場合、必要な有給休暇を取得させる旨を規定する必要

VII. 休暇

(略)

賃金が、外国人材を雇用する農業者の中で、同じ作業に従事する日本人労働者と同じ金額以上である必要

VIII. 賃金

(略)

(中略)

健康状態その他の生活状況を把握するのに必要な措置を講じる旨を規定する必要

IX. その他

(中略)

2. 雇入れ時の健康診断

年 月

3. 初回の健康診断

年 月

4. 本契約終了後に乙が帰国するに当たり・・・(以下略)

雇用契約終了後の帰国費用を負担できない場合、旅費を負担するとともに、外国人材がスムーズに出国できるように必要な措置を講じる旨を規定する必要

受取人 (署名)

2 その上で、自らが

- ・ 過去5年以内に労働者を6ヶ月以上雇用した経験があること
- ・ 「農業特定技能協議会」に入会し、協議会に必要な協力をを行うこと

といった農業分野で外国人材を受け入れる場合に満たすべき基準を満たすことを誓約した文書である「誓約書」を作成し、最寄りの地方出入国在留管理局で受入れの手続を行う際に他の書類とあわせて提出いただく必要があります。

分野参考様式11-1号（特定技能所属機関：直接雇用）

農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う
特定技能所属機関に係る誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

（中略）

記

農業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、
以下の事項について誓約します。

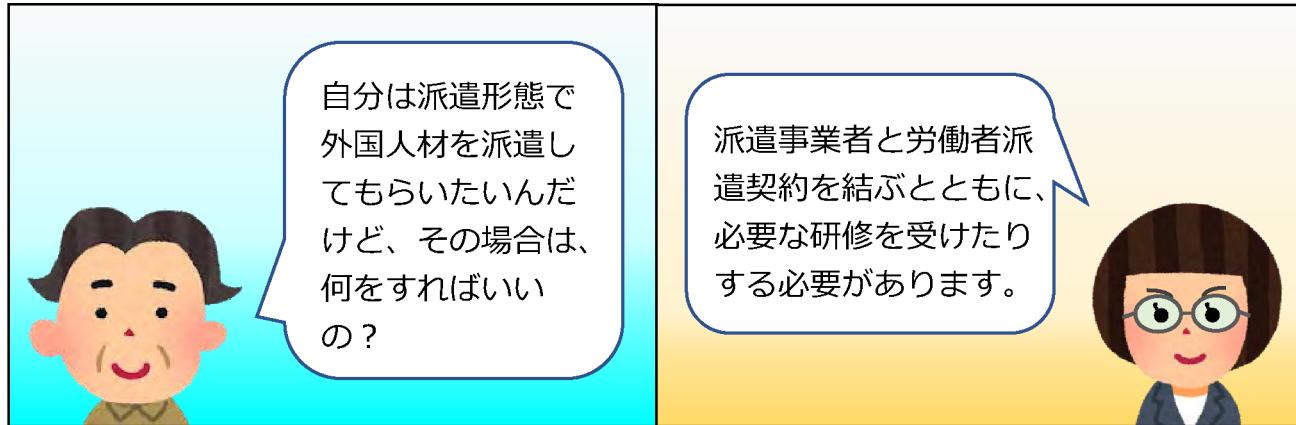
【誓約事項】

（略）

3 参考様式につきましては、以下の出入国在留管理庁のホームページに掲載されていますので、そちらを御確認ください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html

(3) 派遣形態で受け入れたい場合は、何をすればいいの？



1 農業者が、外国人材を派遣事業者から派遣してもらう場合には、まず派遣事業者と労働者派遣契約を結ぶ必要があります。

2 その上で、自らが

- ・ 過去5年以内に労働者を6ヶ月以上雇用した経験があること

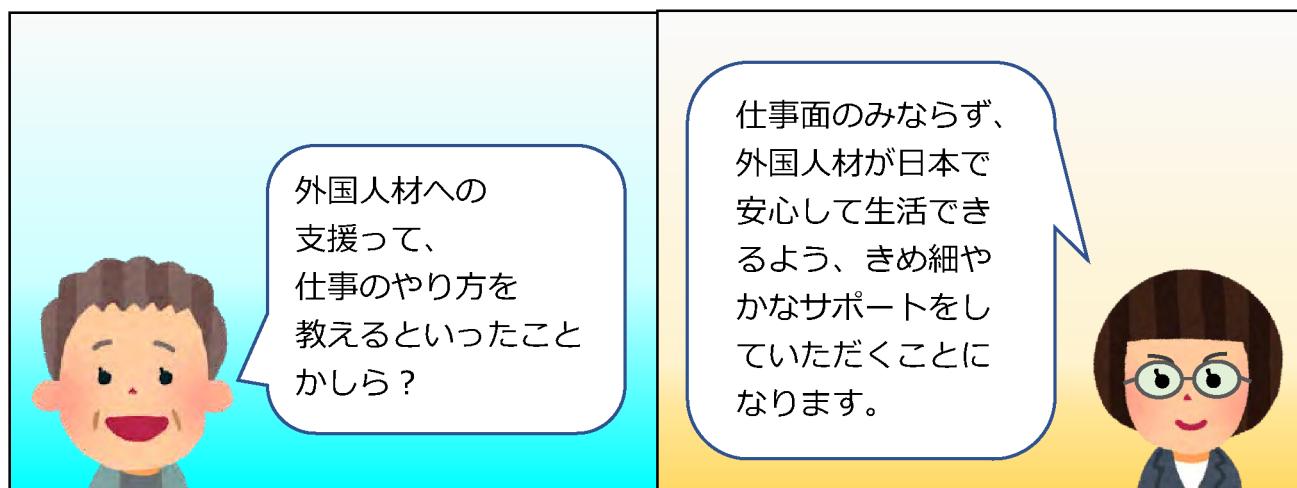
又は

- ・ 派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受けた者を派遣先責任者に選任していること

といった派遣先の満たすべき基準を満たすことを誓約した文書である「派遣先事業者誓約書」をあらかじめ派遣事業者に提出いただくことになります。

※ 本誓約書は、派遣事業者が外国人材の受入れ手続を進める際、地方入管に提出する書類の一つとなります。

(4) 「支援計画」は具体的にどのような内容なの？



1 農業者が外国人材を雇用する場合、主に以下の①～⑩の支援内容について、具体的にどのように行うかを定めた「支援計画」を事前に作成する必要があります。

①事前ガイダンス

労働条件・業務内容・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

空港や事業所・住居への送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

社宅等の提供、銀行口座の開設、携帯電話やライフラインの契約等の補助



④生活オリエンテーション

生活のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

住居地の市役所等への社会保障・税関連の手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供



⑦相談・苦情への対応

職場や生活上の相談・苦情について、母国語での対応や必要な助言・指導



⑧日本人との交流促進

地域住民の交流の場や行事の案内、参加の補助



⑨転職支援

(※受入れ側の都合の場合)

転職先探しの補助や情報提供、求職活動時の有給休暇の付与



⑩定期面談、行政機関への通報

支援責任者等による3か月に1回以上の面談、問題把握時の各種行政機関への通報



外国人材への支援をすべて自分でするのは正直難しそう…

外国人材への支援は登録支援機関に委託することができます。



2 外国人材への支援は、農業者自身が行うか、「登録支援機関(※)」に委託することができます。

※ 農業分野の登録支援機関としては、これまでに技能実習の監理団体等として外国人材の受入れに関わっていた農協や法人協会など、地域の農業団体が考えられます。登録支援機関の一覧については、以下の法務省ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00205.html

農業者

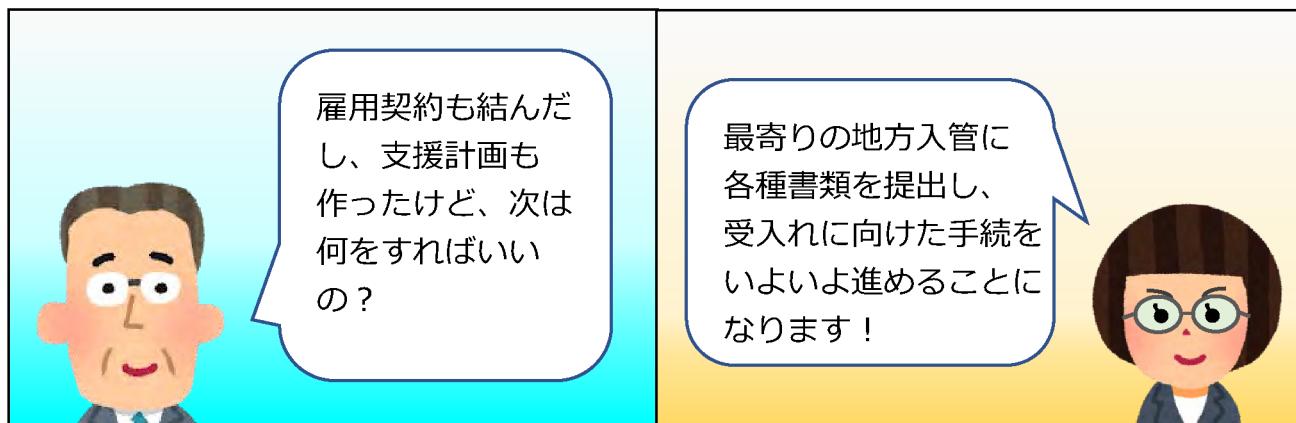
外国人材

雇用契約

登録支援機関

支援の全部を委託

(5) 受入れ手続を進めるためには、何をすればいいの？



1 外国人材の受入れの手続は、最寄りの地方出入国在留管理局（地方入管）で行うことになりますが、受け入れる外国人材が現在日本国内にいるかどうかに応じて、申請する内容が異なりますので、ご注意ください。

外国人材が日本国内に
在留中の場合

在留資格変更
の許可申請

外国人材が海外から
来日する場合

在留資格認定証明書
の交付申請

※ 具体的な提出書類の詳細については、事前に最寄りの地方入管にお問い合わせください。

2 地方入管に申請後、変更許可や証明書の交付がされた後は、それぞれ以下の流れにより、実際の受入れがスタートすることになります。

在留資格
変更許可

受入れ
開始！

証明書
交付

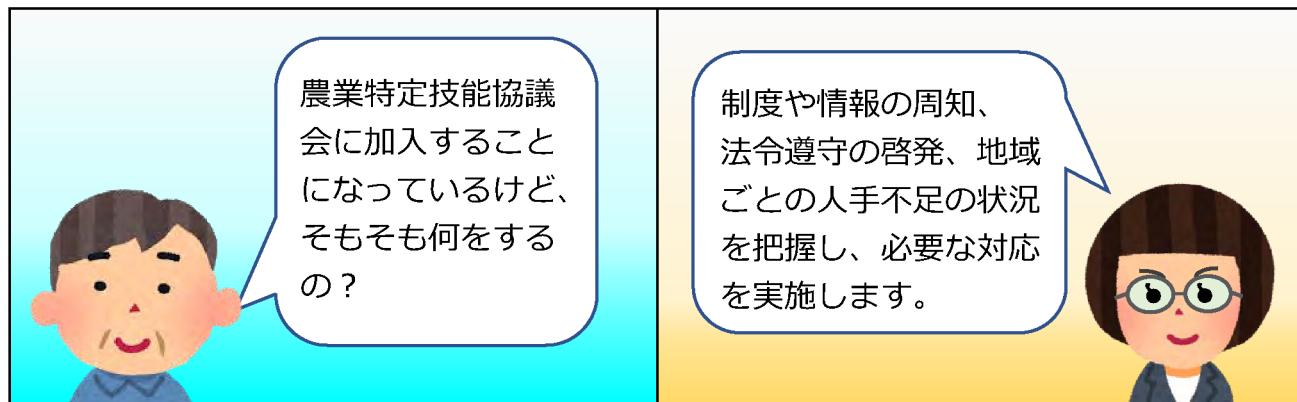
在外公館に
査証（ビザ）
申請

ビザ
発給

入国

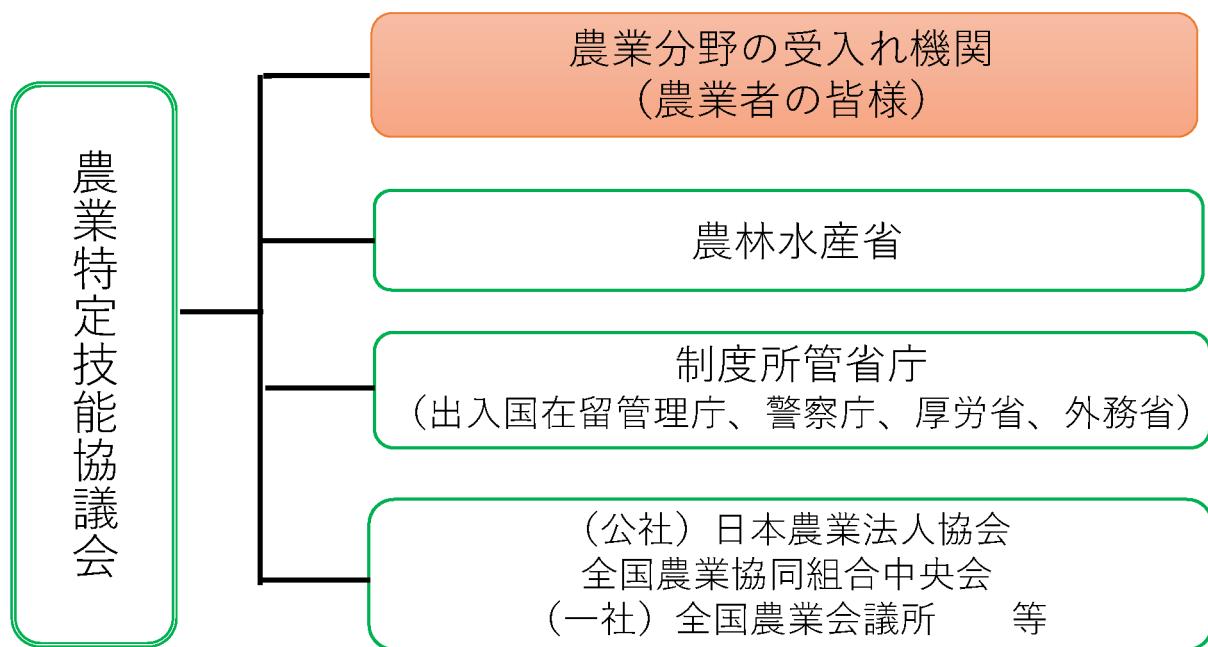
受入れ
開始！

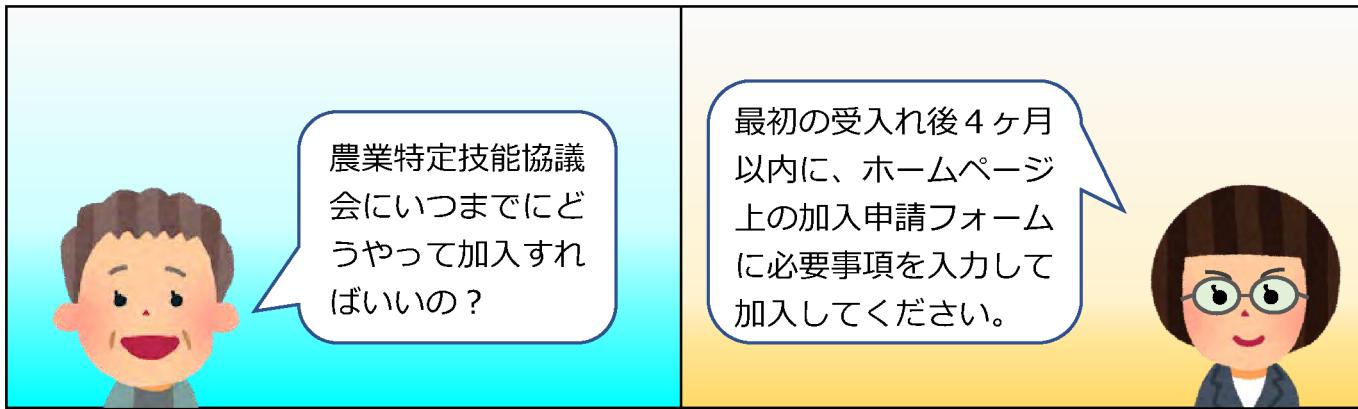
(1) 「農業特定技能協議会」ではどんなことをするの？



- 農業特定技能協議会は、特定技能制度の農業分野での適切な運用を図るために設けられた協議会です。
- 農業者の皆様が外国人材の受入れ機関となつた場合は、本協議会に入会いただくことで、今後、協議会が行うこととしている以下の活動を通じ、外国人材の受入れをより適正かつ円滑なものとすることが可能になります。
 - 協議会が依頼する各種アンケートや現地調査への御協力
 - 外国人材の受入れに役立つ各種最新情報の共有
 - 個別の受入れで生じた課題の共有とその解決に向けた構成員間の協議

【構成員】



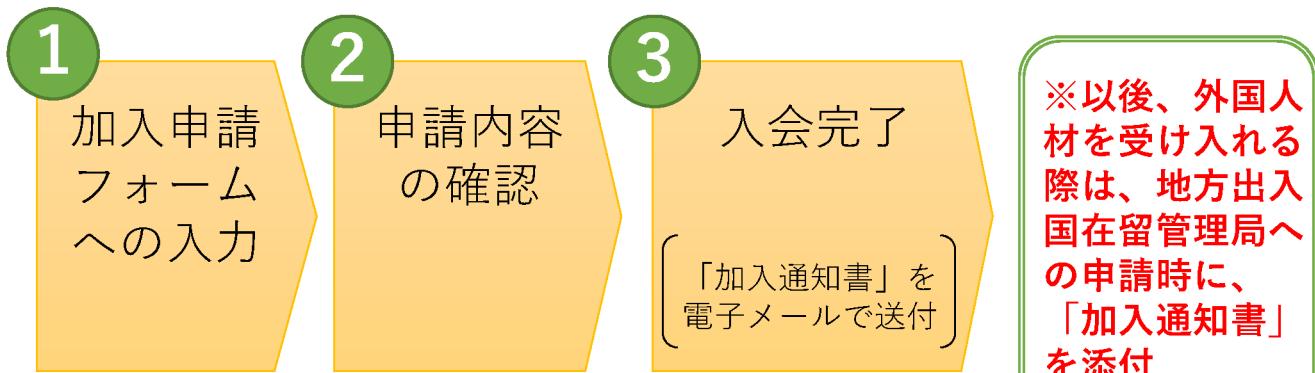


- 3 最初に外国人材を受け入れた場合は、受入れ後4か月以内に協議会に入会していただくこととなっています。
- 4 加入については、農林水産省ホームページの加入申請フォームから申請してください。

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/new.html>

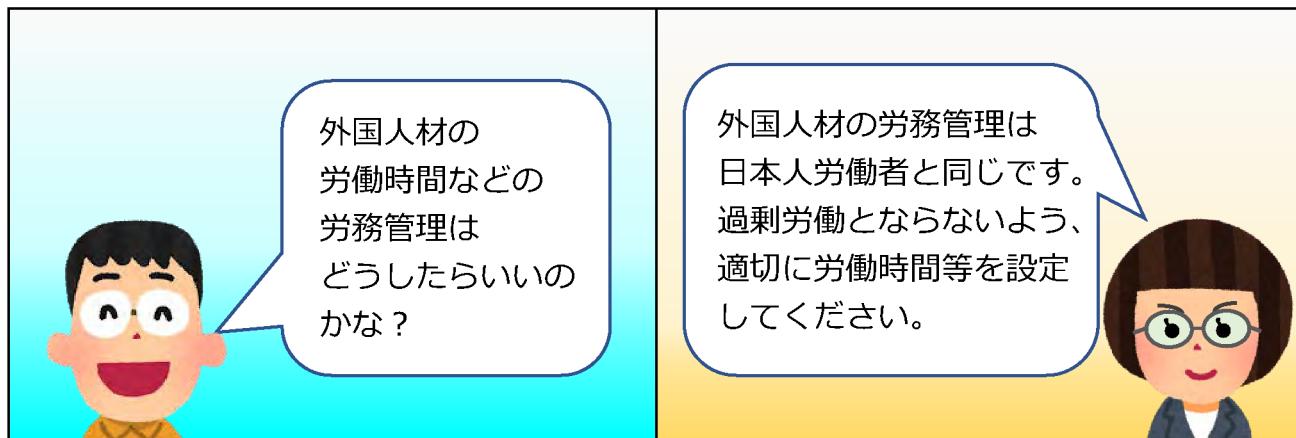
- 5 申請された情報に問題がなければ、「加入通知書」を送付いたします。これをもって、加入の手続きは完了となります。
なお、入会に当たって、入会費等は特段徴収いたしません。

協議会への入会の流れ



※ 派遣形態で派遣先として外国人材を受け入れる場合は、派遣事業者が協議会に入会することになります。

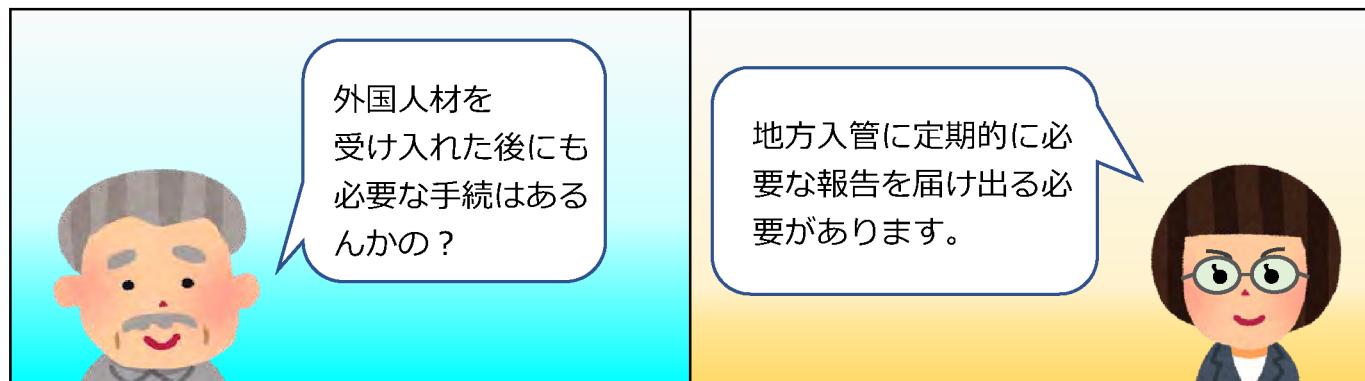
(2) 外国人材の労務管理について気をつけるポイントは？



- 1 労働基準法では、農業については労働時間・休憩・休日の規定が適用されないこととなっています。
- 2 特定技能外国人についても、日本人労働者の場合と同じく適用されることになりますが、優秀な人材を確保していくためにも、労働者が働きやすい環境を整えるよう努力することが推奨されています。
- 3 自らが雇用している他の日本人従業員と同じように、適切に労働時間、休憩及び休日を設けるようにしてください。



(3) 受入れ後に必要な報告や届け出はあるの？

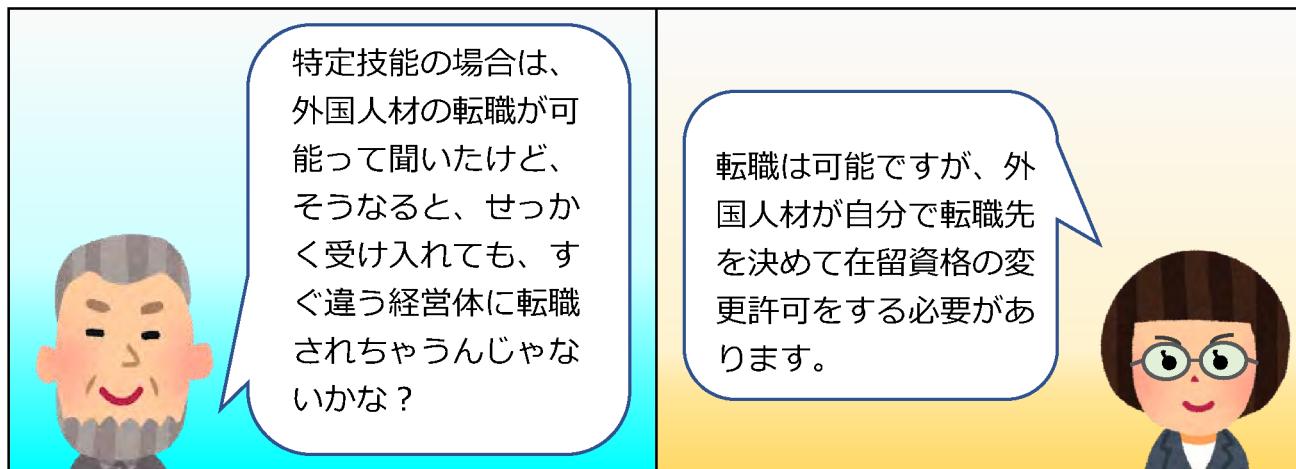


外国人を受け入れた場合、雇用契約や支援計画に関する各種届出が義務付けられており、届出をしなかったり、虚偽の届出を行った場合は、罰則の対象となります。それぞれの事由が生じた日から14日以内に忘れずにご提出ください。

届出の種類	届出のタイミング	届出の主な内容
雇用契約に関する届出	雇用契約の内容等に変更等があったとき	変更、終了、新たな契約の締結時の内容等
支援計画に関する届出	支援計画を変更したとき	計画変更時の内容等
登録支援機関との委託契約に関する届出	登録支援機関との契約締結、契約変更、契約終了するとき	締結時や契約変更時の内容等
外国人材の受入れが困難となった際の届出	受入れが困難となったとき	困難となった事由、外国人材の現状、活動継続のための措置内容等
不正行為を知ったときの届出	不正行為の発生を受入れ機関が知ったとき	発生時期、認知した時期、当該行為の内容とそれにに対する対応等
外国人材の受入れ状況に関する届出	4半期ごと（※）	外国人材の総数、外国人材の氏名、国籍等の情報、業務内容（派遣形態の場合は派遣先の情報）
支援計画の実施状況に関する届出	4半期ごと（※）	各種支援の状況（定期面談実施時の内容、対応結果等）
外国人材の活動状況に関する届出	4半期ごと（※）	報酬の支払い状況、従業員数、各種公的保険に係る適用状況等

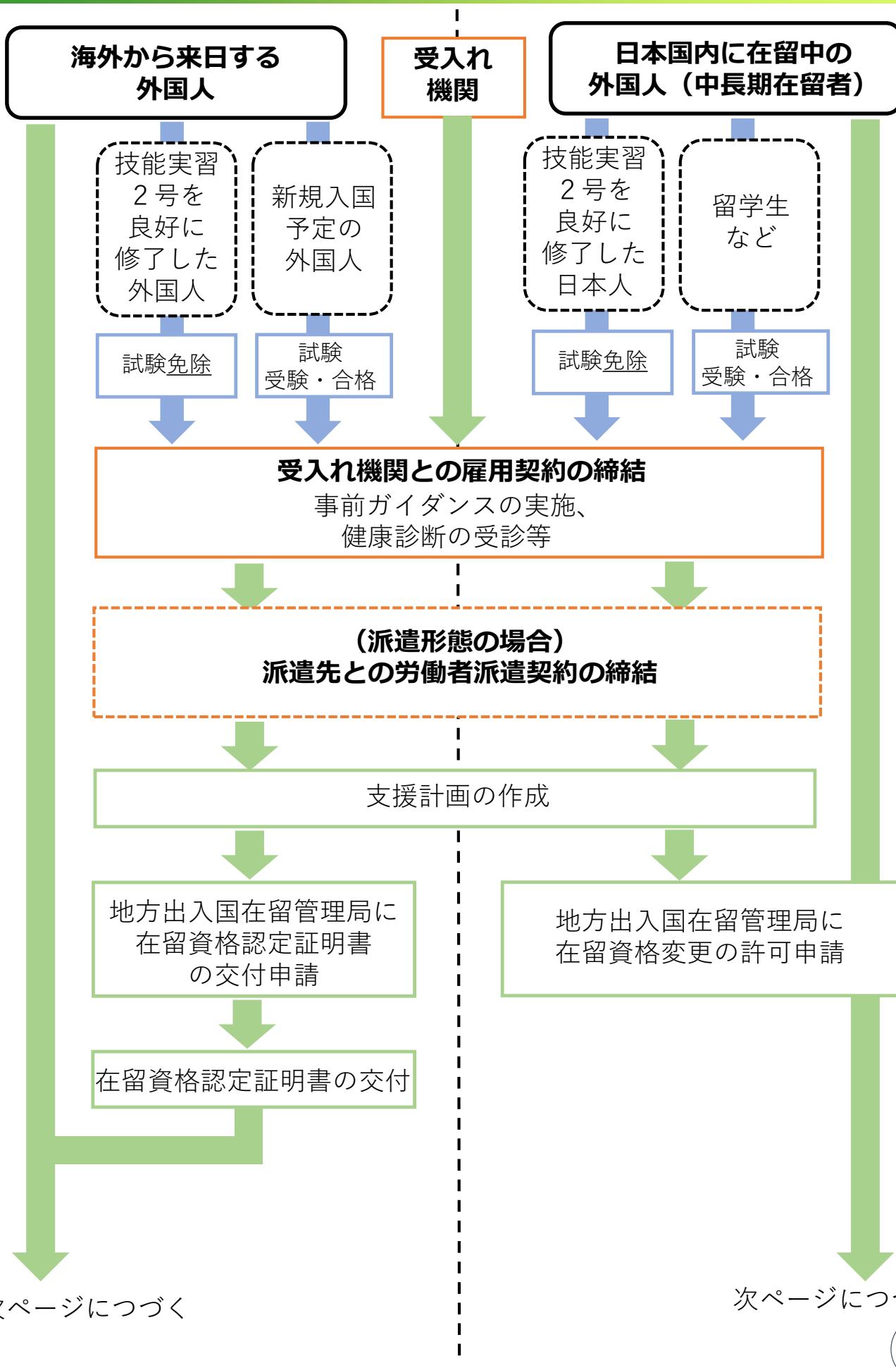
※ 具体的には、翌4半期の最初の日から14日以内（第1四半期（1月1日～3月31日）であれば、4月14日まで）に届け出る必要があります。

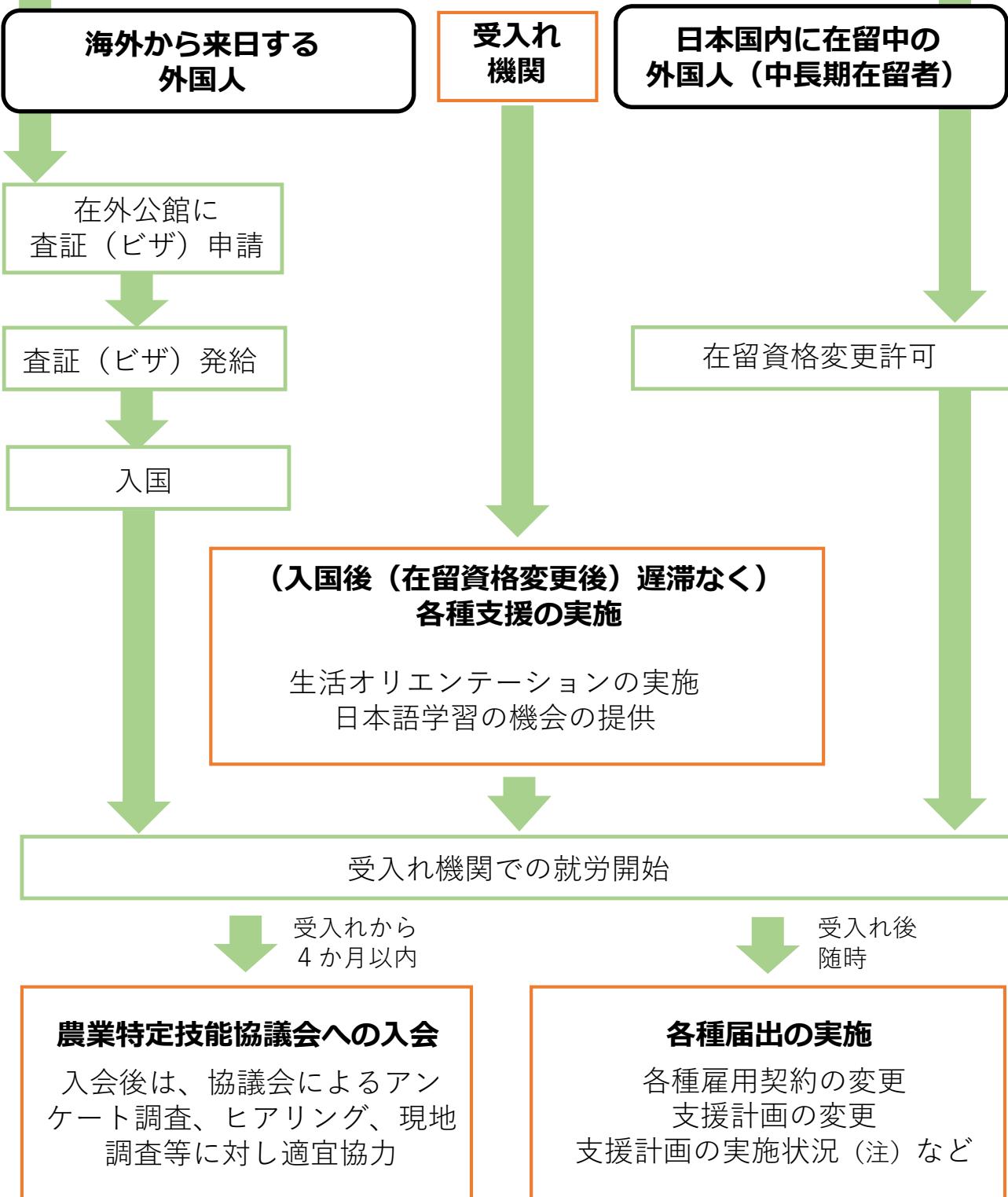
(4) 受入れ後に転職を希望されたらどうすればいいの？



- 1 農業分野の外国人材が、自らの意思で違う農業経営体に転職をする場合は、働きながら自ら転職活動を行って転職先を見つけた上で、受け入れ先の変更に伴う在留資格の変更許可申請を行う必要があります。
- 2 転職先が見つからないうちに「転職したいから辞める」と言われた場合は、在留中の求職活動は可能なため、自分で転職先を決めて、在留資格の変更許可を受ける必要があること、農業以外の分野での転職を希望する場合は技能試験の合格が必要なことなど、正しい制度の仕組みを伝えてあげましょう。
- 3 日本人の従業員と同じように、日頃から外国人材とのコミュニケーションをしっかりと行うこと、労働環境や生活環境の改善に取り組むことなどを通じて、長く働いてもらえるよう取り組んでいただくことが大切です。
- 4 なお、受入れ農業経営体が倒産・破産してしまった場合など、外国人材の意思に反して離職せざるを得なくなったケースにおいては、受入れ側が外国人材の転職先を探すため一緒にハローワークに行くなどの各種支援を行う必要があります。

(参考1) 特定技能外国人の受け入れの流れ





(注) 登録支援機関に委託する場合は
登録支援機関が届出を実施

(参考2) 外国人技能実習制度と特定技能による受入れ制度との比較

	技能実習制度 (技能実習法)	特定技能制度 (出入国管理及び難民認定法)
在留資格	「技能実習」 ➤ 実習目的	「特定技能（1号）」 ➤ 就労目的
在留期間	最長5年 ※4年目の実習（技能実習3号）を開始する際に、1か月以上帰国させる必要有	通算で最長5年 (在留期間中の <u>帰国可</u>)
従事可能な業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・耕種農業のうち 「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 又は ・畜産農業のうち 「養豚」「養鶏」「酪農」 <p>※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工の作業の実習も可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耕種農業全般 又は ・畜産農業全般 <p>※日本人が通常従事している関連業務（農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等）に付随的に従事することも可能</p>
技能水準	—	<p>「受入れ分野で相当程度の知識又は経験を必要とする技能」 (一定の専門性・技能が必要)</p> <p>※業所管省庁が定める試験等により確認。ただし、技能実習2号を良好に修了した者は試験を免除。</p>
日本語能力の水準	—	<p>「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本」</p> <p>※試験等により確認。ただし、技能実習2号を良好に修了した者は試験を免除。</p>
外国人材の受入れ主体 (雇用主)	<p>実習実施者（農業者等）</p> <p>※農協が受入れ主体となり、組合員から農作業を請け負って実習を実施することも可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者等 ・派遣事業者（農協、農協出資法人、特区事業を実施している事業者等を想定）

特定技能（農業分野）に関する問い合わせ先一覧

官署名	住所・担当部署	電話番号
農林水産省経営局	東京都千代田区霞が関1-2-1 就農・女性課	03-6744-2162
北海道農政事務所	北海道札幌市中央区南22条西 6丁目2-22 生産経営産業部担い手育成課	011-330-8809
東北農政局	宮城県仙台市青葉区本町三丁目 3番1号 経営・事業支援部経営支援課	022-221-6217
関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都 心2-1 さいたま新都心合同 庁舎2号館 経営・事業支援部経営支援課	048-740-0394
北陸農政局	石川県金沢市広坂2丁目2番60号 経営・事業支援部経営支援課	076-232-4238
東海農政局	愛知県名古屋市中区三の丸1- 2-2 経営・事業支援部経営支援課	052-223-4620
近畿農政局	京都府京都市上京区西洞院通下 長者町下る丁子風呂町 経営・事業支援部経営支援課	075-414-9055
中国四国農政局	岡山県岡山市北区下石井1丁目 4番1号 経営・事業支援部経営支援課	086-224-8842
九州農政局	熊本県熊本市西区春日2丁目10 番1号 経営・事業支援部経営支援課	096-300-6375
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁 目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 農林水産部経営課	098-866-1628